

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（電気・職員住宅内部改修工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号
3 対 象 業 種	電気工事
4 工 事 概 要	電灯設備 一式 コンセント設備 一式 弱電設備 一式
5 工 期	令和7年10月30日まで
6 契 約 金 額	8,151,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和6年10月15日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号 エネシス・積田建設共同企業体 （代表者）株式会社東京エネシス 代表取締役社長 眞島 俊昭
9 随意契約締結の理由	現在、中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事は、上記業者が施工中である。当初、当該施設に併設している蛸殻町職員住宅部分は、住居者退去後に個別に改修することとしていたもので、本大規模改修工事では工事対象外としていた。 ところが、大規模改修工事に行った調査により、同職員住宅部分を改修する場合、併設の日本橋公会堂に影響が出ることが判明したため、大規模改修工事中は同公会堂の運営が休止していることから、急きょ職員住宅部分の改修工事を行うこととなった。 施工上同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在本大規模改修工事を施工中の同者が施工することが最も効率的である。 また、共通仮設の仮囲いのほか、仮設通路が本工事にて設置したものをそのまま利用することが出来るとともに、経費についても77.42%削減を図ることができる。 以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることが出来るため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号